

## 災害復旧工事における特例措置の継続等について(お知らせ)

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、今後も継続的な災害復旧工事の発注にあたり、スムーズな施工を図り、迅速に災害復旧を行うため、下記の3項目についての特例措置を継続等しますので、遺漏のないようお願いいたします。

### 1. 特例措置を継続するもの

#### (1) 下請発注時の届出の省略

災害復旧工事に限り、下記の書面の届出を不要とします。

- 市内業者との下請交渉が不成立となった際の「下請不成立報告書」に添付する相手業者からの証明書類

※「下請不成立報告書」の届出は必要です。「区画線工」を市外業者へ下請発注する際の「理由書」は、災害復旧工事を問わず不要としております。

#### (2) 契約保証金の免除

請負金額(消費税込)が1億5,000万円未満の災害復旧工事に限り、契約金額が500万円(消費税込)以上の際に請負者に義務付けている契約保証の納付を免除します。

入札案件においては、この旨を公告文書等に記しますので、内容についてよく参照のうえ入札に取り組んでください。

### 2. 特例措置を終了するもの

#### (1) 主任技術者等の兼務制限の緩和

今回、別途「技術者等の兼務要件の緩和について(お知らせ)」(令和8年3月 日付)にて通知していますとおり、主任技術者等の兼務制限の緩和については令和8年4月1日以降において、災害復旧工事に限らず工事全般に拡大して適用することとしますので、本件は終了します。

### 3. 適用期日(継続分)

令和8年4月1日以降において適用し、終期は定めません。

なお、今後において、上記に示す事項とは別の特例措置が必要であると本市にて判断した場合は、別途その旨を通知し、適用します。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp